- 7. 許可なく会社施設内で、演説、集会、貼紙、掲示、図書、印刷物の配付、その他これに類する行為のあったとき。
- 8. 故意に会社の掲示物を汚損、抹消又は、破棄したとき。
- 9. 故意に作業能率の低下を図ること、又は作業を邪魔する行為を行ったとき。
- 10. タイムカードの打刻又は出勤簿の捺印を他人に依頼し、又は依頼に応じたとき。
- 12. 許可なく外来者を事業場内に誘い入れ、又は外来者と面接したとき。
- 13. 事業場内で暴行・脅迫・監禁その他これに類する行為をしたとき。
- 14. 会社の行う催物・行事を妨害したとき。
- 15. 懲戒に処せられたにもかかわらず、始末書を提出しないなど、懲戒に服する意思が全く認められないとき。
- 16. セクシャルハラスメント的な行為があったとき。
- 17. 年齢・国籍・障がいの有無及び性的指向や性自認等による差別やハラスメント行為があったとき。
- 18. その他会社の秩序風紀を著しく乱す行為があったとき。

## (会社所有物の尊重業務に違反する事項)

- 1. 火災・風水害その他、非常災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき、これに対する防止の努力を怠ったとき。
- 2. 故意又は重過失により会社の設備・機械・什器・自動車その他の物品を破損したり、 持ち出そうとしたとき。
- 3. 会社の所有物を許可なく私用に供し、または持ち出したとき。

(不利益行為の禁止に違反する事項)

1. 会社及び関係取引先の秘密、その他の情報を漏らし又は、漏らそうとしたとき。 (退職後も含みます。)

## (損害賠償)

第67条 故意又は重大な過失により会社に損害をかけた場合は、損害の一部又は全部を 賠償させることがあります。但しこれによって懲戒を免れることはできません。

## 第9章 安全衛生

## (安全に対する心がまえ)

第68条 従業員は、安全衛生に関する法令および本章の規定を遵守し、協力して災害及 び保健衛生の向上に努めなければなりません。